

明 監 報 第 15 号

定期監査及び行政監査（産業振興部）結果報告のこと

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに同条第 2 項の規定により、みだしの
監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成 25 年(2013 年)12 月 25 日

明石市監査委員	林	郁	朗		
同	星	川	啓	明	
同	富	田	賢	治	
同	尾	倉	あ	き	子

定期監査（産業振興部）の結果について

監査の対象

産業振興部

商工労政課 観光振興課 農水産課 市立天文科学館 卸売市場

監査の期間

平成 25 年 11 月 6 日から平成 25 年 12 月 25 日まで

監査の範囲

平成 25 年 8 月末日現在における財務に関する事務

監査の方法

産業振興部各課から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

予算の執行等について

収入事務について

支出事務について

補助金について

契約事務について

物品の管理について

文書事務について

出張命令について

監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したのが、おおむね適正に執行されているものと認められ、事務処理上、特に指摘する事項はなかった。

なお、口頭により改善の検討を指示した軽微な指摘事項については、改善措置を講じられるよう要望する。

行政監査（産業振興部）の結果について

監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

（選定の理由）

本市においては、市職員が職務の遂行上やむを得ず、地域団体等の公金以外の現金等（以下「準公金」という。）を取り扱っている事例がある。このような準公金は、法令の規定を根拠に管理をしているものでないことから、明石市財務規則も適用されていない。

また、準公金について、その取扱いに関する統一的なルールはなく、所管部署がそれぞれ独自に管理されているのが現状である。

しかしながら、こうした準公金は、公金と同様、適正に管理されていなければならない。管理上の問題があれば、市の責任が問われることになる。

そのため、準公金の取扱いに関する事務について行政監査を実施することとした。

監査の期間

平成 25 年 11 月 6 日から平成 25 年 12 月 25 日まで

監査の範囲

実態調査時点における準公金の取扱いに関する事務

監査の方法

事前に行った「公金外現金等の取扱いに係る実態調査」の結果に基づき、産業振興部各課から関係書類等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

準公金の取扱状況について

準公金の取扱金額について

準公金の管理状況について

準公金の事務処理について

今後の取扱いについて

監査の結果

産業振興部が取り扱っている準公金について、農水産課 9 件、市立天文科学館 1 件、卸売市場 1 件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められ、事務処理上、特に指摘する事項はなかった。

なお、口頭により改善の検討を指示した軽微な指摘事項については、改善措置を講じられるよう要望する。